

7 輸 国 第 4955 号

関税割当公表第85号の2

令和8年度の繭及び生糸の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、繭（繰糸に適するものに限る。）及び生糸（よつてないものに限るものとし、野蚕のものを除く。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和8年4月1日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象品目 繭及び生糸（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第5001.00号及び第5002.00号に規定するもの）
- 2 割当数量<注> 798トン
- 3 通関期限 令和9年3月31日

第2 その他

関税割当申請書の提出先及び提出の時期、添付書類その他手続に関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和8年度の繭及び生糸の関税割当てについて（令和8年3月11日付け7輸国第4686号関税割当公表第85号）によるものとする。

<注> 本公表に基づく割当ては、繭及び生糸の共通数量（生糸換算）で行う

ものとし、乾繭歩合（乾繭から生糸への換算）は40%とする。